

生命共済



JP労組の共済整理統合にともなう存続制度は大型生命共済「きずな」です。
「きずな」についてのお問い合わせは、
「きずな」専用フリーダイヤル ☎0120-70-4115 (受付時間 9:00~17:45 土・日・祝日除く)

● 保障の範囲

被共済者が、共済期間中に**死亡**または**重度障害**の状態になられた場合に、共済金をお支払いします。

- ※ 入院・通院・手術などに対しては共済金をお支払いしません。
- ※ 死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

● ご加入いただける方

共済契約の発効日または更新日において、年齢が**満3歳以上、満61歳未満の健康な以下の方**

- (1) ポストライフの組合員(共済契約者)
- (2) ポストライフの組合員が生命共済の加入者であることを条件として、以下の方
 - ① 配偶者(内縁関係にある方を含みます)
 - ② 組合員と生計を一にする子
 - ③ 組合員と生計を一にする孫
 - ④ 組合員と生計を一にする実父母または養父母
 - ⑤ 組合員と生計を一にする配偶者の実父母または養父母

● 満61歳以降のご継続について

満61歳の時点で全労済の以下のコースをご案内しています。

シルバーコース 組合員は満70歳、配偶者は満64歳まで継続加入いただけます。

シルバーコースについては、満59歳時点より300型以上に継続してご加入いただければ健康告知なしで移行していただけます。
※終身タイプの共済ではありません。

終身コース 全労済の終身生命共済「終身生命プラン」を利用したコースです。

終身コースの選択にあたっては、満59歳時点より500型(全労済引受分:200万円)以上に継続加入していれば、健康告知なしで移行していただけます。500型の方が、終身コースに移行する場合、全労済引受分の200万円が終身コースでの保障額となります。

- ※特にお申し出がない限り、満61歳の更新の際、移行条件を満たしている方は自動的にシルバーコースへの移行となります(掛金額に注意してください)。
- ※シルバーコースは継続して加入できる年齢に制限があります。詳細は、本紙およびご契約のしおりをご確認ください。
- ※終身コースを選択された場合、掛金は一時払い(前納一括払い)となり、別途ポストライフの生命共済を解約していただく必要があります。
- ※終身コースの詳細な制度内容については、全労済にお問い合わせのうえ、取り寄せていただいた資料などでご確認ください。

● 契約タイプ

保障額は、最高保障額(加入限度)の範囲内で、「契約タイプ」でお申し込みください。

[満61歳未満]

契約タイプ	保障額	契約タイプ	保障額	契約タイプ	保障額	契約タイプ	保障額
100型	100万円	500型	500万円	1100型	1,100万円	1700型	1,700万円
200型	200万円	700型	700万円	1300型	1,300万円	1900型	1,900万円
300型	300万円	900型	900万円	1500型	1,500万円	2100型	2,100万円

[満61歳以上(シルバーコース)]

契約タイプ	保障額	契約タイプ	保障額
300S型	300万円	900S型	900万円
500S型	500万円	1100S型	1,100万円
700S型	700万円	1300S型	1,300万円

● 最高保障額

続柄・年齢によって、右の最高保障額までご加入いただけます。

- ※年齢は、共済契約の発効日または更新日(毎年1月1日)時点での満年齢です。
- ※契約を継続するにあたり、保障額はその年齢の最高保障額まで自動的に減額されます。
- ※生命共済は、全労済の団体定期生命共済との提携商品です。そのため、個別に全労済の生命共済にご契約がある方は、保障額などに制限を受けることがあります。
- ※最高保障額(加入限度)を超えて加入することはできません。申し込まれた場合、加入限度での手続きとなります。組合員同士で夫婦間・親子間の契約がある方は、重複超過加入にご注意ください。

〈 1. 新規加入される方・保障の増額をされる方 〉 〈 2. 契約を継続(更新)される方 〉

続柄	新規加入時・保障の増額時の年齢	最高保障額(契約タイプ)
組合員 および 配偶者	満15歳~55歳	2,100万円(2100型)
	満56歳~59歳	900万円(900型)
	満60歳	100万円(100型)
子	満3歳	700万円(700型)
	満4歳~24歳	1,300万円(1300型)
	満25歳~	200万円(200型)
孫	満3歳~	200万円(200型)
親	~満60歳	100万円(100型)

続柄	契約継続時の年齢	最高保障額(契約タイプ)
組合員	満16歳~59歳	2,100万円(2100型)
	満60歳	1,300万円(1300型)
	満61歳~64歳	1,300万円(1300S型)
	満65歳~70歳	300万円(300S型)
配偶者	満17歳~59歳	2,100万円(2100型)
	満60歳	900万円(900型)
	満61歳~64歳	900万円(900S型)
子	満4歳~24歳	1,300万円(1300型)
	満25歳~	200万円(200型)
孫	満4歳~	200万円(200型)
親	~満60歳	100万円(100型)

- 満60歳以上の方は保障の増額ができません。保障の増額は満59歳までにご確認ください。
- (制限職業)に従事する方は、最高300万円(300型)までの保障となります。
※(制限職業)については、P.27をご参照ください。

● 共済掛金表(年額)

掛金は、契約タイプ・続柄・年齢・性別によって異なります。掛金は年末手当時に払い込んでいただきます。

[満61歳未満]

続柄 性別	契約タイプ	100型	200型	300型	500型	700型	900型	1100型	1300型	1500型	1700型	1900型	2100型	
	保障額	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円	1,100万円	1,300万円	1,500万円	1,700万円	1,900万円	2,100万円	
組合員・配偶者	男性	満15歳～35歳	2,600	5,200	6,250	9,900	13,550	17,200	20,850	24,500	28,150	31,800	35,450	39,100
		満36歳～40歳	2,600	5,200	6,730	10,860	14,990	19,120	23,250	27,380	31,510	35,640	39,770	43,900
		満41歳～45歳	2,600	5,200	7,330	12,060	16,790	21,520	26,250	30,980	35,710	40,440	45,170	49,900
		満46歳～50歳	2,600	5,200	8,530	14,460	20,390	26,320	32,250	38,180	44,110	50,040	55,970	61,900
		満51歳～55歳	2,600	5,200	10,450	18,300	26,150	34,000	41,850	49,700	57,550	65,400	73,250	81,100
		満56歳～59歳	2,600	5,200	13,810	25,020	36,230	47,440	58,650	69,860	81,070	92,280	103,490	114,700
		満60歳	2,600	5,200	13,810	25,020	36,230	47,440	58,650	69,860	配偶者の加入限度額は900万円です。			
	女性	満15歳～35歳	2,600	5,200	5,890	9,180	12,470	15,760	19,050	22,340	25,630	28,920	32,210	35,500
		満36歳～40歳	2,600	5,200	6,250	9,900	13,550	17,200	20,850	24,500	28,150	31,800	35,450	39,100
		満41歳～45歳	2,600	5,200	6,730	10,860	14,990	19,120	23,250	27,380	31,510	35,640	39,770	43,900
		満46歳～50歳	2,600	5,200	7,330	12,060	16,790	21,520	26,250	30,980	35,710	40,440	45,170	49,900
		満51歳～55歳	2,600	5,200	8,170	13,740	19,310	24,880	30,450	36,020	41,590	47,160	52,730	58,300
		満56歳～59歳	2,600	5,200	9,250	15,900	22,550	29,200	35,850	42,500	49,150	55,800	62,450	69,100
満60歳		2,600	5,200	9,250	15,900	22,550	29,200	35,850	42,500	配偶者の加入限度額は900万円です。				
子	満3歳	2,600	5,200	6,250	9,900	13,550								
	満4歳～24歳	2,600	5,200	6,250	9,900	13,550	17,200	20,850	24,500					
	満25歳～	2,600	5,200											
孫 親	満3歳～	2,600	5,200											
	～満60歳	2,600												

[満61歳以上(シルバーコース)]

続柄 性別	契約タイプ	300S型	500S型	700S型	900S型	1100S型	1300S型	
	保障額	300万円	500万円	700万円	900万円	1,100万円	1,300万円	
組合員・配偶者	男性	満61歳～64歳	39,150	65,250	91,350	117,450	143,550	169,650
		満65歳	39,150	配偶者は満64歳での更新を最後に契約が終了します。 また、配偶者の加入限度額は900万円です。				
		満66歳～70歳	58,590					
	女性	満61歳～64歳	18,630	31,050	43,470	55,890	68,310	80,730
		満65歳	18,630	配偶者は満64歳での更新を最後に契約が終了します。 また、配偶者の加入限度額は900万円です。				
		満66歳～70歳	29,070					

※年齢は共済契約の発効日または更新日(毎年1月1日)時点での満年齢です。
 ※掛金は年額の一括払いで掛け捨てです(貯蓄型の制度ではありません)。
 ※満期返戻金・契約者割戻金(配当金)はありません。
 ※掛金徴収方法は給与控除が可能な方は「年末手当からの控除」、その他の方は「ゆうちょ銀行からの自動払込」をお願いしています。
 ※終身コースは、上の表とは別の掛金体系となります。終身コースを選択される場合は全労済にお問い合わせのうえ、取り寄せていただいた資料などで詳細をご確認ください。

生命共済 重要事項説明書

※ご契約にあたって、必ずお読みください。

- この書面は、ご契約いただく共済商品の制度内容をご理解いただくために、特に重要な事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、十分に時間をかけて内容をご確認のうえ、お申込みいただけますようお願い申し上げます。
- この書面はご契約いただく共済に関して全ての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご参照ください。また、ご不明な点等はポストライフサービスセンターにお問い合わせください。
- ご契約者と被共済者(保障を受けられる方)が異なる場合は、契約内容、本書面の内容を被共済者(複数の場合は全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

契約の基本的なことから【契約概要】

① 共済商品の仕組み

- (1) ポストライフの生命共済は、全労済の団体生命共済との提携商品です。300型(300万円保障)以上の契約は、契約内容に応じてポストライフと全労済それぞれの事業規約・事業細則が適用されます。
- (2) 生命共済は、共済期間中に被共済者(保障を受けられる方)が死亡した場合または重度障害の状態に固定した場合に共済金をお支払いします。
- (3) 満61歳以上になった被共済者が契約の継続を希望し、移行条件を満たしている場合は、シルバーコースまたは終身コースのいずれかを選択することができます。
- (4) 全労済との提携内訳は、つぎのとおりです。

生命共済 重要事項説明書

【満61歳未満】

契約タイプ	保障金額	保障金額の按分額(提携内訳)	
		ポストライフ	全労済
100型	100万円	100万円	-
200型	200万円	200万円	-
300型	300万円	200万円	100万円
500型	500万円	300万円	200万円
700型	700万円	400万円	300万円
900型	900万円	500万円	400万円
1,100型	1,100万円	600万円	500万円
1,300型	1,300万円	700万円	600万円
1,500型	1,500万円	800万円	700万円
1,700型	1,700万円	900万円	800万円
1,900型	1,900万円	1,000万円	900万円
2,100型	2,100万円	1,100万円	1,000万円

【満61歳以上:シルバーコース】

契約タイプ	保障金額	保障金額の按分額(提携内訳)	
		ポストライフ	全労済
300S型	300万円	-	300万円
500S型	500万円	-	400万円
700S型	700万円	-	500万円
900S型	900万円	-	700万円
1,100S型	1,100万円	-	1,100万円
1,300S型	1,300万円	-	1,300万円

※シルバーコース・終身コースは、保障額の全額が全労済の引き受けとなります。

2 共済期間

被共済者全員共通の共済期間で、毎年1月1日～12月31日までの1年間です。

※共済期間の途中で加入・変更はできません。

※お申し出がない限り、更新時の条件にそった契約内容で自動的に更新します。

3 共済金をお支払いする主な場合

お支払いする共済金は以下のとおりです(詳細は「ご契約のしおり」をご参照ください)。

(1) 主な支払事由(共済金をお支払いする主な場合・お支払いする共済金)

死亡共済金	共済期間中に被共済者が死亡した場合
重度障害共済金	共済期間中に被共済者が重度障害の状態になった場合

※入院・通院・手術などに対して共済金をお支払いする制度ではありません。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

※「重度障害の状態」とは、労働者災害補償保険法施行規則別表第1、身体障害等級表の第1級、第2級、第3級の2・3・4の身体障害の状態または「ポストライフ(全労済)が特に認めた身体障害の状態」をいいます。市町村などが交付する「身体障害者手帳」の認定基準(身体障害者福祉法施行規則)とは異なります。

4 共済金をお支払いしない主な場合

(1) 次の①～③のいずれかに該当する場合には、共済金をお支払いしません。

① 共済金受取人または共済契約者(共済契約者が被共済者と同一人である場合を除きます)の故意または重大な過失により共済事故が生じたとき。

② 共済金受取人または被共済者の犯罪行為により共済事故が生じ、ポストライフが共済金の支払いを適当でないと認めたとき。

③ 被共済者が、はじめて被共済者となった日から満1年以内に自殺により死亡、または自殺行為により重度障害となったとき。

※③について、全労済契約分は、共済金とは別に以下の金額をお支払いします。保障の増額分には適用されません。ただし、100型または200型からはじめて以下のタイプとなった場合は、適用されます。

契約者(組合員が300型以上に加入の場合)	100万円	
配偶者・子	300型以上の場合	50万円
	500型以上の場合	100万円

(2) (1)の③の場合、更新の際に共済金額を増額したときの増額した部分にかかる契約については、当該共済金額を増額した日をもってはじめて被共済者となった日とします。

(3) 死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

(4) 重度障害共済金を支払う前に死亡共済金の支払請求を受けたとき、または死亡共済金を支払った後に重度障害共済金の支払請求を受けたときは、重度障害共済金はお支払いしません。

5 引受条件

● 共済契約の発効日において、満3歳以上満61歳未満の次の範囲の方で、申込書の質問事項の回答をポストライフが審査し、加入を妥当と判断した方です(更新日に保障を増額する契約分についても同じです)。なお、危険度の高い職業に従事している方を除きます。

(1) ポストライフの組合員(共済契約者)

(2) (1)の組合員が、生命共済の被共済者であることを条件として、以下の方

- ① 配偶者
- ② 組合員と生計を一にする子
- ③ 組合員と生計を一にする孫
- ④ 組合員と生計を一にする実父母または養父母
- ⑤ 組合員と生計を一にする配偶者の実父母または養父母

※配偶者には内縁関係にある方を含みます。ただし、組合員または組合員と内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

※④・⑤の方はあわせて、性別の異なる各1人に限ります。

※「生計を一にする」とは、共済契約者と日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。

※組合員本人が「健康かつ正常に日常生活を営んでいない」等の理由で、やむを得ず生命共済に加入できない場合を除き、家族のみの加入はできません。

※満60歳以上の方は、保障額の増額ができません。

● ご加入いただけない方

(1) 共済契約の発効日または更新日において、被共済者の範囲外となる方

(2) 共済契約の発効日または更新日において、次の職業に従事する方
力士、拳闘家、プロレスラー、かるわど師(曲芸師、曲馬師等)、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

● 共済金額の制限を受ける職業

次の職業に該当する方の共済金額は300万円を上限とします。

- (1) 潜水、潜函、サルベージ等を行う職業
- (2) 漁業を行う職業
- (3) 鉱業で、主として隧道内の作業を行う職業
- (4) 建設業で、主として隧道の新設、改修、復旧または維持を行う職業
- (5) 水運業で、主として1,000トン未満の船舶を使用する職業
- (6) 警察官、海上保安官、自衛官(防衛大学校生を含む)または刑務官
- (7) 競馬、競輪、オートレース、競艇その他の職業競技者
- (8) その他、ポストライフが指定する職業

● 満61歳以上の方の引受条件

被共済者が満61歳となり、契約の継続を希望する場合、シルバーコースまたは終身コースのいずれかを選択することができます。

※継続契約に限ります。コース選択後、もう一方のコースに変更することはできません。

※特にお申し出がない限り、満61歳の更新の際、移行条件を満たしている方は自動的にシルバーコースへの移行となります(掛金額に注意してください)。

■シルバーコース(継続して加入できる年齢に制限があります)

移行基準	満59歳の時点から300型以上に継続加入していれば、健康告知なしで移行することができます。
保障内容	死亡または重度障害の状態になったときに、共済金が支払われます(満61歳未満のときと同じ)。組合員は満70歳まで、配偶者は満64歳まで契約の継続ができます。
保障額	満60歳時に加入していた保障額(300型以上)か、年齢による加入限度のいずれか低い額となります。

- 組合員と配偶者のみ、シルバーコースに移行することができます。
- 組合員がシルバーコースに移行すれば、その家族も継続加入できます。
- 組合員が満71歳となった時点で、家族の契約も終了となります。
- シルバーコースに移行した方は、保障の増額をすることができません。

■終身コース(全労済の終身生命共済「終身生命プラン」を利用したコースです)

移行基準	満59歳の時点から500型(全労済引受分:200万円)以上に継続加入していれば、健康告知なしで移行することができます。500型の方が終身コースに移行する場合、全労済引分の200万円が終身コースでの保障額となります。
保障内容	死亡または重度障害の状態になったときに、共済金が支払われ、原因が不慮の事故の場合は倍額が支払われます。保障は一生続きます。災害特約の保障は満80歳までとなります。
保障額	満60歳時に加入していた保障額(500型以上)か、それよりも低い額となります。ただし、現在加入されている契約型によって加入できる限度額が変わります。

- 終身コースを選択された場合、掛金は一時払い(前納で一括払い)となり、別途ポストライフの生命共済を解約していただく必要があります。
- 組合員が終身コースへ移行した場合、満61歳以下で500型以上に2年間継続している家族も終身コースへ移行することができます。
- 終身コースの詳細な制度内容については、全労済にお問い合わせのうえ、取り寄せていただいた資料などでご確認ください。

6 共済掛金額

共済掛金の額は、共済金額、被共済者の性別・年齢などにより決定されます。掛金は掛け捨てで、貯蓄型の制度ではありません。ご契約前に掛金額を必ずご確認ください。具体的な金額につきましては、本紙P.28をご覧ください。また、満61歳となり、シルバーコースまたは終身コースに移行された方の契約は、保障額全額が全労済引受の契約となります。

7 共済掛金の払込方法・払込期間

- (1) 共済掛金の払込方法は、一括払いのみで、年末手当からの控除またはゆうちょ銀行の自動払込のいずれかをお願いしております。
- (2) 共済掛金は、原則として共済契約の発効日または更新日の前日までに払い込んでいただきます。

8 満期返戻金・契約者配当金、利用分量割戻金

- (1) 生命共済には、満期返戻金・契約者割戻金(配当金)はありません。
- (2) 年度ごとの決算の結果、剰余が出たときには、生命共済の契約状況に応じて、剰余金を「利用分量割戻金」として割り戻します。剰余金処分については、毎年送付する「ポストライフNEWS(総代会議案)」でお知らせしています。

特にご注意いただきたいことがら 【注意喚起情報】

1 クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

契約の申込み後であっても次のとおり、契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)をすることができます。

- (1) 契約申込日を含めて8営業日以内であれば、クーリングオフをすることができます。
- (2) クーリングオフをする場合は、上記期間内(8営業日以内の消印有効)にポストライフ宛に以下を記入した書面を提出してください。
※書式は任意です。

- ① 共済契約の種類
- ② 申込日※
- ③ 共済契約者・被共済者等の氏名、住所、組合員番号

※集中加入受付期間中の申込日は、12月31日とします。

- (3) クーリングオフをした場合、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに払い込んでいただいた共済掛金は、お返しします。なお、すでに共済金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフの申し出をされた場合、その申し出の効力は生じないものとします。

2 契約締結時の注意事項

【ご契約時の注意事項】

◆申込書の記載にあたっての注意点

ご契約時にポストライフに重要な事項を申し出てください(定款上の届け出の義務・告知義務等)があります。申込書の記載事項が記載されていなかったり記載事項が事実と異なっていたりする場合、契約が無効または解除となり、共済金のお支払いができません。特に被共済者(保障を受けられる方)の性別、年齢、ご職業、健康状態(質問事項)等については十分にご注意ください。

◆共済金受取人について

- (1) 共済金受取人は、共済契約者です。
- (2) (1)にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、次の①～⑤の順序となります。なお、②～⑤の中においては、その中の順序によります。

- ① 共済契約者の配偶者
- ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

※「共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた」とは、共済契約者の収入により日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。

- (3) (2)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表することとします。
- (4) 共済契約者は、共済金の支払事由が発生するまでは、被共済者の同意およびポストライフの承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

生命共済 重要事項説明書

【ご契約後の留意事項】

◆変更等のご通知

つぎの場合は、ポストライフまでご連絡ください。

- ① 共済契約者の氏名や住所・住居表示が変更となったとき
- ② 被共済者の氏名が変更となったとき
- ③ 共済契約者が死亡したとき

◆共済証書および掛金払込証明書の保管

共済証書は大切に保管してください。また、掛金払込証明書(毎年10月頃送付)は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

◆共済事故が発生したときの手続き

- ① 共済事故が発生したときはすみやかにポストライフサービスセンターにご連絡ください。
 - ② 共済金請求に必要な、ポストライフ所定の書類一式をお送りします。必要書類を整えご提出ください。
- ※共済事故の報告や共済金の請求手続きが遅れますと、共済金をお支払いするまでに時間がかかったり、共済金が支払われなかったりする場合がありますのでご注意ください。
- ※共済金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

3 保障の開始(責任の開始)

共済期間の初日の午前0時

4 共済金をお支払いしない主な場合

重要事項説明書(P.29)「4.共済金をお支払いしない主な場合」またはご契約のしおりの「共済金を支払わない場合」の項目をご参照ください。

5 共済金を減額してお支払いする場合

- (1) 被共済者が直接であるか間接であるかを問わず、共済契約の発効日において、すでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、共済契約の発効日から180日以内に死亡または重度障害となった場合には、下表のとおり共済金を減額してお支払いします。

	ポストライフ契約分	全労済契約分
死亡共済金	①60日以内に死亡した場合 契約共済金額の30% ②60日を超え180日以内に死亡した場合 契約共済金額の50%	削減なし
重度障害共済金	①60日以内に重度障害となった場合 契約共済金額の30% ②60日を超え180日以内に重度障害となった場合 契約共済金額の50%	180日以内に重度障害となった場合 契約共済金額の50%

- (2) P.29「4 共済金をお支払いしない主な場合」の(1)の①の規定にかかわらず、被共済者が共済契約の発効日から1年を経過し満2年以内に自殺により、死亡または重度障害となった場合は、契約共済金額の50%に相当する金額をお支払いします(ポストライフ契約分のみ)。

- (3) 共済契約の申込日において、慢性疾患により最近1年間に医師の治療を受けていた場合(治療を要すると診断されていた場合を含みます)で、休業または安静加療の状態になかった被共済者が、共済契約の発効日から1年を経過し満2年以内にその慢性疾患により重度障害となった場合は、契約共済金額の50%に相当する金額をお支払いします(ポストライフ契約分のみ)。

- (4) (1)～(3)の規定は、共済契約の更新の際に共済金額を増額した場合、その増額分については、「発効日」を「共済金額を増額した日」と読み替えて適用します。

6 戦争その他の非常な出来事および天災の場合

ポストライフは、次の①または②のいずれかにより共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総代会の議決を経て、共

済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

- ① 戦争その他の非常な出来事
- ② 地震、津波、噴火その他これらに類する天災

7 共済掛金の払込猶予期間の取扱い

- (1) 共済掛金は原則として、共済契約の発効日または更新日の前日までに払い込んでいただけます。ただし、共済契約の発効日または更新日から1か月間の払込猶予期間を設けています。また、口座振替特別を付帯した契約については、2か月間の払込猶予期間を設けています。
- (2) 共済掛金の払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いてお支払いします。

8 解約と解約返戻金

共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。その場合は、払込済共済掛金の額から既経過共済期間の共済掛金の額を差し引いた額を払い戻します。

ご契約に関する「意向確認事項」

- 本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご契約いただく共済商品がご契約者様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。
- お手数ですが以下の各質問事項について、再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がある場合はポストライフサービスセンターにお問い合わせください。

1. 共済商品が以下の点でご契約者のご希望に合致した内容となっていることを、ポストライフNEWS・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご契約内容を再度ご確認ください。

- 共済金のお支払い事由、お支払いする共済金
- 共済金額(ご契約共済金額)
- 共済期間(共済のご契約期間)
- 共済掛金額・共済掛金払込方法

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?特に「注意喚起情報のご説明」には「主な免責事由」等、ご契約者にとって不利益となる情報や「告知義務・通知義務」が記載されていますので、必ずご確認ください。

その他注意点のご説明

- 「契約概要のご説明」・「注意喚起情報のご説明」でご案内した内容についての詳細な説明や、その他ご注意ください事項が記載されています。
- 「契約概要のご説明」・「注意喚起情報のご説明」とあわせてご一読ください。

【ご契約時の注意事項】

- (1) 生命共済は、入院・通院・手術などに対して保障をする制度ではありません。
- (2) 生命共済は、組合員ご本人に万一のことがあった場合の遺族保障を主な目的としています。したがって、お申込みにあたっては組合員ご本人にご加入いただくことが前提となります。なお、やむを得ない理由により、家族のみの加入となる場合は、ポストライフ所定の届出様式の提出が必要となります。

質問事項(告知事項)の記入上の注意について説明いたします。

- 申込書にご記入いただく質問事項は、共済契約の申込みをポストライフが承諾するかどうかを決める重要な事項です。
- 質問事項は保障の対象となる方(被共済者)一人ひとりについて、ありのまま正確にご記入ください。
- 質問事項について事実を記入しない場合、または事実と異なることを記入した場合は、契約が無効となったり、契約が解除されたりすることとなり、共済金をお支払いできない場合があります。
- 契約申込後または共済金請求の際に、質問事項について確認させていただく場合があります。

■ 質問事項についての留意事項

- 告知事項とは、質問[3]・[4]を示します。
- 新規加入する場合または保障の増額をする場合は、すべての質問事項に対して回答することが必要です。また、同内容で契約を更新する場合、質問[1]・[2]・[5]で「2.いいえ」となるときはポストライフサービスセンターに申込書をご提出ください。
- 共済契約の責任を開始した日(共済契約の発効日または保障を増額したときの更新日)から5年以内に、告知内容が不正確であると判明した場合や、同じく5年以内に共済金の支払事由が発生して、その後告知内容が不正確であると判明した場合、契約解除となり、共済金をお支払いできない場合があります(告知義務違反による契約解除)。また、詐欺行為等により、契約解除となった場合、経過年数に関わらず、共済金または共済掛金の払戻金はお受け取りいただけません。
- 申込書提出後、共済契約の発効日または更新日の前日(12月31日)までに、質問事項に対する回答に変更が生じた場合は、ポストライフサービスセンターにご連絡ください。

■ 質問事項(告知事項)を判断する基準となる日 (質問事項共通)

共済契約の発効日または更新日 1月1日
 申込日 12月31日(共済契約の発効日または更新日の前日)
 健康確認日 12月31日(共済契約の発効日または更新日の前日)

■ 「加入できる方の範囲」における注意事項 (質問[1]関連)

- 配偶者には内縁関係にある方を含みます。ただし、組合員または組合員の内縁関係にある方に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。
- 「組合員と生計を一にする子」「組合員と生計を一にする孫」は、満3歳以上からご加入いただけます。
- 「組合員と生計を一にする実父母または養父母」「組合員と生計を一にする配偶者の実父母または養父母」は、両方あわせて性別の異なる方各一人に限ります。
- 「生計を一にする」とは、組合員と日々の生活において、収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいい、同居の有無は問いません。

■ 「慢性疾患」とは、つぎの病気をさします(質問[3]関連)

- ① 新生物(がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など)
- ② 糖尿病
- ③ 心疾患(心臓病等、高血圧症を含みます)
- ④ 脳血管疾患(脳出血、脳血栓症、脳梗塞等)
- ⑤ 消化性潰瘍(胃潰瘍、十二指腸潰瘍等) 肝臓病、すい臓病
- ⑥ 肝臓病、すい臓病 ⑦ 腎炎、ネフローゼ
- ⑧ 肺疾患(肺炎、肺結核等)
- ⑨ 精神障害(アルコール依存症、統合失調症等)
- ⑩ 骨髄および神経の疾患(骨髄炎、髄膜炎、脳性麻痺等)
- ⑪ 血管および血液の疾患(血友病、ひ臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症等)

■ 用語解説 (質問[3]関連)

用語	取扱い(解説)
病気	①病名の診断が付いている状態 ②①でなくとも、 (イ)尋常一様でない自覚症状がある状態 (ロ)検査数値等に異常があり、かつ、治療中または治療を要すると診断されている状態 (ハ)医師にかかっていないが具合が悪くて寝込んでいる状態 ③健康保険の適用を受けている状態
軽い風邪	一週間程度で治る感冒(上気道炎を含む)
軽度のケガ	切り傷、すり傷のたぐいで、家庭常備薬程度で治療できる範囲のケガ
休業・休学	①仕事を1日休んでいる状態(一部休業を含まず) ②学校を1日休んでいる状態(一部休学を含まず)
安静加療	①休業(休学)を前提として自宅などで静養している状態 ②家事等を休んで自宅等で静養している状態 ③入院している状態
休業(休学)を要すると診断されている	健康確認日以前に、医師から継続して休業(休学)を要する旨の診断をされ、健康確認日においてもなおその休業(休学)を要する状態が継続している状態
安静加療を要すると診断されている	健康確認日以前に、医師から継続して安静加療を要する旨の診断をされ、健康確認日においてもなおその安静加療を要する状態が継続している状態
手足等の骨折	手足の骨折の他、鼻骨、鎖骨などで他の合併症のない骨折(脱臼、打撲、捻挫、筋・腱断裂等は「手足等の骨折」に該当しない)
医師の治療	病気やケガを治すこと。また、そのためにほどこす種々の手だて ①医師の指示による投薬または食餌療法(糖尿病、肝臓病、高血圧症等の病気治療の一環としての「食事選択の配慮」、食事上の注意をいう) ②手術、注射(点滴)、湿布、放射線照射、人工透析、ペースメーカー等の医学的処置 一時的な日常生活の注意のみ、あるいは単なる治療・検査のみは「治療」に該当しない。
手術	器具を使い患部を切って行う外科的な治療で、通常入院を要する程度のもの。 ※「入院を要する程度のもの」とは、宿泊をともなう通常の入院の他、宿泊を要しないまでも手術後ベッドの上で安静を要するものまでをいいます。

■ 「労働者災害補償保険法施行規則別表第1身体障害等級表の第1級、第2級、第3級の2・3・4」について は下表のとおりです(質問[4]関連)。

※重度障害とならない障害がある方は、ご加入いただけますが、共済金を削減してお支払いする場合があります。

第1級	1.両眼が失明したもの 2.そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5.削除 6.両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7.両上肢の用を全廃したもの 8.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9.両下肢の用を全廃したもの
第2級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2.両眼の視力が0.02以下になったもの 2-2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2-3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3.両上肢を手関節以上で失ったもの 4.両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	2.そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

※視力の測定は、万国式視力表によります。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定するものとします。